

令和6年度福祉の仕事チャレンジ（職場体験事業）実施要項

1. 目的

福祉の仕事に関心を有する者、子育て等のため離職した潜在的有資格者や他分野からの離職者等に対して、職場を体験する機会を提供し、実際の職場を直接知ることができる環境をつくり、人材の参入及び就業を促進する。

2. 実施主体

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、和歌山県から委託を受けて実施する。

3. 対象者

福祉の仕事に関心のある者。

ただし、「教員免許状取得希望者に対する介護等体験」等、他の同様の事業や制度により既に対象となっている者は除く。

4. 申込および体験期間

①職場体験を希望する者（以下「体験希望者」という。）からの参加申込の受付期間は、令和6年4月1日（月）から令和7年3月14日（金）までとする。

②体験期間は、令和6年4月15日（月）から令和7年3月31日（月）までとする。

5. 受入事業所

和歌山県内に所在する、職場体験の受け入れを希望する社会福祉施設、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所で、様式1「受入承諾書」を本会に提出した事業所（以下「受入事業所」という。）で実施する。受入事業所登録は、毎年自動更新するものとし、解除希望の事業所については、本会あて「解除」の連絡をもって受付するものとする。

6. 受入人数

体験希望者の受入人数は、予算の範囲内とする。

7. 体験日程

①1日から10日の範囲で、体験希望者の希望に基づき、本会が受入事業所と調整した期間とする。（一人あたり10日以内、分割して複数事業所での体験も可能）

②1日の体験時間は、原則9時から17時まで（宿泊はなし）とする。

ただし、受入事業所のタイムスケジュール等により柔軟に対応する。

8. 体験内容

受入事業所は、以下の①～⑤の内容を基本に、体験希望者の資格や経験の有無等を勘案し、職場の雰囲気や仕事の内容を理解できるように体験プログラムを定め、実施する。

なお、保育士や看護師等、特定の職種に係る体験の場合は、その内容に応じた体験プログラムを定め、実施するものとする。

①職場の概要を説明するオリエンテーション（初日）

②介護・介助、自立支援、療育や療護等の介護体験

③レクリエーション・散歩の付き添い等の交流体験

④配膳、洗濯等の職員の補助業務

⑤体験の振り返りができる懇談（体験最終日）

9. 体験申込及び参加の決定

- ①体験希望者は、原則として体験開始日の2週間前（当該期間が土日・祝日の場合、その直前の平日）までに所定の様式による「参加申込書」を本会あて提出する。または、インターネットから参加申込フォームにて申し込む。
- ②本会は、体験希望者と受入事業所との日程調整を行った後、体験希望者と受入事業所に日程等必要事項を通知する。
- ③体験の日時が決定した後、やむを得ない事情により体験の日時を変更または中止する場合、受入事業所は、体験希望者の了解を得た上で、その変更等の内容を本会あて連絡する。

10. 参加に係る保険

本会は、事業の実施にあたり、全国社会福祉協議会が用意するボランティア行事用保険に体験希望者を加入させ、事業の円滑な実施及び万一の事故等に備えるものとする。
なお、当該保険料は、下記12「受入費用」から負担するものとする。

11. 参加費用

- ①職場体験の参加費用は、無料とする。
ただし、受入事業所への往復交通費や食費等は、体験希望者の自己負担とする。
- ②体験希望者の給料は、無給とする。
- ③受入事業所が健康診断、感染症に係る検査の実施等を体験希望者に対し求める場合は、当該検査費用等は、受入事業所が下記12「受入費用」から負担する。
- ④体験希望者が受入事業所で給食等を取る場合、その費用は受入事業所が体験希望者から直接徴収する。

12. 受入費用

- ①受入事業所は、体験希望者を受け入れた後、様式2「受入れ計画及び実績報告書」、様式3「福祉の仕事チャレンジ（職場体験事業）請求書」及び「受入事業所アンケート」（以下「報告書等」という。）を本会あて提出する。
- ②本会は、提出された報告書等を確認し、その内容が適正であると認めた場合、受入費用として体験希望者1人1日あたり5,920円（1日の体験が4時間未満の場合は1人1日あたり3,000円）から上記10に定める体験希望者の保険料（1人1日あたり28円）を差し引いた金額を、受入事業所に支払う。

13. 個人情報の取扱い

- ①本会及び受入事業所等が本事業により取得した個人情報については、本事業の実施、遂行のためのみに使用するものとする。
- ②体験希望者は、受入事業所等で知り得た利用者等の個人情報について口外しない旨について、受入事業所あて「誓約書」を体験開始日に提出する。

14. その他

本会は、体験希望者に対して、「福祉の職場体験ガイドBOOK」を配布し、事前学習を推奨する。